

2022年3月25日

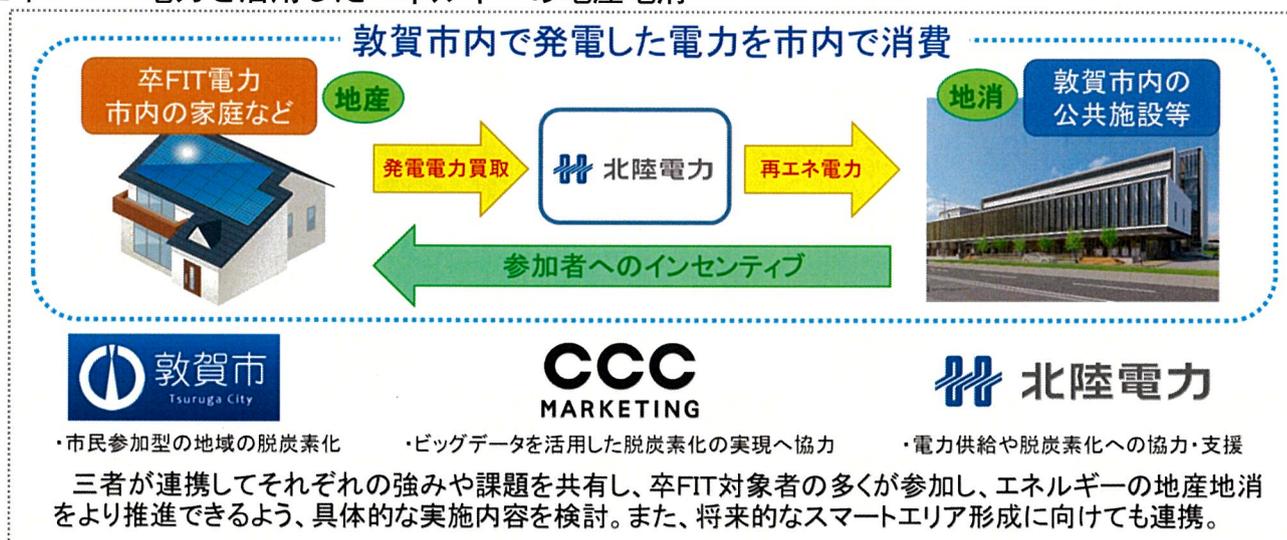
敦賀市
CCCマーケティング株式会社
北陸電力株式会社

＜福井＞敦賀市と北陸電力株式会社の包括的地域連携協定の取組みに関する CCCマーケティング株式会社との覚書の締結について

敦賀市（市長：瀧上 隆信）と北陸電力株式会社（丹南支店長：川原 雅人）は、2021年6月22日に締結した「包括的地域連携に関する協定」に基づき、環境・エネルギーに関する取組みを推進するため、本日、CCCマーケティング株式会社（代表取締役社長：北村 和彦）を含む三者による覚書を締結いたしました。

今後は、敦賀市内において、再生可能エネルギー固定買取価格制度に基づく買取期間満了後の電力（以下、「卒FIT電力」）を活用したエネルギーの地産地消をはじめとする、ゼロカーボンシティの実現への取組みについて、三者が連携して具体的な施策を検討してまいります。

■卒FIT電力を活用したエネルギーの地産地消



記

1. 締結日 2022年3月25日（金）
2. 連携事項 (1) 卒FIT電力の地産地消の推進に関すること
(2) スマートエリアの形成に関すること
3. 添付資料 (1) 包括的地域連携協定に関する覚書
(2) 包括的地域連携に関する協定書（2021.6.22締結）

以上

■お問い合わせ

敦賀市 <企画政策部ふるさと創生課／橋本・山東／0770-22-8111>
 CCCMK株式会社 <広報／安藤／03-6800-4464>
 北陸電力株式会社 <敦賀営業所／栗原・宮川／0770-25-8099>

包括的地域連携協定に関する覚書

敦賀市（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）およびCCCマーケティング株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、3者が相互に緊密に連携と協力を行い、令和3年6月22日に甲乙間で締結した「包括的地域連携に関する協定」第2条（2）に定める「環境・エネルギーに関すること」に基づき、具体的な施策を検討・実施し、社会課題の解決及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。ただし、連携事項を推進するために必要な事項については、3者が協議の上、別途書面合意（以下、「確定契約」という）にて定めることとする。

- （1） 卒FIT電力の地産地消の推進に関すること
- （2） スマートエリアの形成に関すること
- （3） その他3者が必要と認める事項に関すること

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から令和5年3月31日までとする。なお、有効期間満了の日の1か月前までに3者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 3者は、本覚書の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本覚書が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

本覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長

淵上 隆信 印

乙 福井県越前市高木町第11号16番地1
北陸電力株式会社
丹南支店長

川原 雅人 印

丙 東京都渋谷区南平台町16-17
CCCマーケティング株式会社
代表取締役社長

北村 和彦 印

包括的地域連携に関する協定書

敦賀市（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- （2） 環境・エネルギーに関すること
- （3） 観光振興・賑わい創出に関すること
- （4） 産業振興や活力ある街づくりに関すること

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長

瀧上 隆信 (自署)

乙 福井県越前市高木町第11号16番地1
北陸電力株式会社
丹南支店長

川原 雅人 (自署)

福井県敦賀市泉171号5-7
北陸電力株式会社
敦賀火力発電所長

内田 宏明 (自署)

丙 福井県福井市日之出1丁目4番1号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 福井支社長

古田 勝 (自署)